

仙台市民間建築物吹き付けアスベスト除去等事業 【補助金交付申請等の手続きについて】

全国的にアスベストによる健康被害が顕在化しており、市民の安全・安心を確保するとともに新たなアスベスト被害を未然に防止するため、本市のアスベスト問題への総合的な対応策の一つとして、市民が利用する民間建築物の所有者等に対し次の支援を行うものです。

- アスベストを含有している可能性がある吹き付けられた建材の分析調査を促進するため、分析調査に要した費用を補助します。
- 吹き付けられたアスベストの除去、封じ込め又は囲い込みなどの改修を促進するため、除去等に要した費用の一部を補助します。

- 補助金交付申請等の手続きや注意点などについて記述しています。
- 平成 28 年度から、**建築物石綿含有建材調査者**の関与が必要となりました。

【 内 容 】

1 事前相談について 2
2 建築物石綿含有建材調査者の関与について 2
3 補助金交付申請等について 2
1) 申請時期について	
2) 提出書類等について	
3) 工事等の着手時期について	
4) 補助金の支払い時期について	
5) 手続きのフロー図 4

相談窓口（仙台市役所4階）

- 補助金交付申請等に関すること
 建築指導課 建築防災係 TEL：022-214-8323（直通）
- 建物に使われているアスベストに関すること
 建築指導課 指導係 TEL：022-214-8348（直通）

1 事前相談について

補助金交付申請等にあたっては、「補助対象範囲等確認」のため、「事前相談」を行うことが必要です。ご相談の際は、「配置図」「平面図」「現況写真」をお持ちください。（「アスベスト分析調査結果報告書」がある方は併せてお持ちください。）また、必要に応じ現地を確認する場合があります。

2 建築物石綿含有建材調査者の関与について

補助対象事業は、それぞれ下記のとおり建築物石綿含有建材調査者（国土交通大臣に登録された機関が実施する「建築物石綿含有建材調査者講習」の修了者）の関与が必要です。

1) 分析調査事業

建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施すること

2) 除去等事業

アスベスト除去に関する作業計画の策定等にあたり、建築物石綿含有建材調査者が関与すること

3 補助金交付申請等について（詳しくは、「5）手続きのフロー図」を参照ください。）

1) 補助金交付を受ける場合の補助申請や事業完了時期について

補助金交付を受けるものは、原則として、次の日程で補助金交付申請等が可能なものとなります。

○補助金交付申請の提出 …… おおむね11月末までに申請することが可能なもの

○事業完了日 …… 2月末までに補助対象事業が完了することが可能なもの

- ・ 仙市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱
- ・ 仙市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付実施要領

2) 提出書類等について

補助金交付申請の手続きを行う場合には、要綱及び要領に定められた様式に係る書類等を添えて手続きを行う必要があります。**それぞれの手続きに添付する書類について、事前にご確認していただくようお願いします。**

- ※ 補助金交付申請や完了報告などに必要な様式や添付書類等については、要綱及び要領（HP参照）において定めています。
- ※ 除去等事業における完了報告では、次にあげる法令に基づき、必要に応じて提出した届出書等の写し（担当部署等の受付印のあるもの）を添付していただきますので、届出等を行う場合には、写しを残しておくようご注意ください。（大気汚染防止法、石綿障害予防規則、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

3) 工事等の着手時期について

所有者等は、「**補助金交付決定通知**」を受けた後でなければ、分析調査、除去、封じ込め又は囲い込み工事に**着手することはできません。**

4) 補助金の支払い時期について

アスベストの分析調査や除去等事業が完了し、補助金の支払いを受けようとする場合には、要綱又は要領で定められた書類等を提出いただくことになります。また、書類審査や現地での完了検査などにより、補助対象事業が確実に実施されたことを確認した場合には「**補助金額確定通知**」を交付いたします。その後、補助対象の方は、別途、仙台市あてに「**補助金請求**」を提出いただきます。仙台市は、会計処理後、補助金を指定の口座に振込みます。**（補助金請求の際には、分析事業又は除去等事業の請負金の領収書が必要になりますので、業者等への支払い時期にご注意ください。）**

5) 手続きのフロー図

◎事前の相談・補助金交付申請等フロー（仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業）

